

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

## 平成21年大口町教育委員会11月定例会議

平成21年11月26日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第62号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第63号 大口町立図書館個人貸出制限要領について

認定第10号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

日程第5 協議事項

(1) 明日の学校づくりについて

日程第6 連絡事項

(1) 行事予定について

日程第7 その他

### 出席委員

委 員 長 丹羽茂文

職務代理者 吉田哲也

委員 服部 真由美

委員 丹羽 孝子

説明のため出席した者

教 育 長 長 屋 孝 成

生涯教育部長 三 輪 恒 久

学校教育課長 近 藤 孝 文

参 事 兼  
生涯学習課長 松 浦 文 雄

町立図書館長兼  
歴史民俗資料館長 櫻 井 敬 章

学校教育課長補佐 松 井 宏 之

学校教育課主任 田 中 順 一

## ◎開会

○三輪生涯教育部長 おはようございます。

既に議論は伯仲しておりますけれども、それはさておきまして、平成21年度の教育委員会の11月定例会をただいまから開催したいと思います。

委員長よりごあいさつをお願いします。

---

## ◎日程第1 委員長報告

○丹羽委員長 皆さん、改めておはようございます。

きょうの新聞を見ておりましたら、今、事業仕分けということで、今度は教育に切り込んで、理数系の少人数学級の5,500人の教員のあれに待ったがどうか、それから36億円の学力テストをやめるといのか、抽出方式にせよとか、2億円の体力テストをやめよとか、何かわけのわからんことを言っていますけれども、教育には私はお金と時間がかかるものだと思いますので、それよりも政治献金とかわけのわからん金を削減して、やっぱり教育には潤沢にお金を回していただきたいなど、きょう、朝の新聞を読んでおったんですけれども、先週の勉強会がありましたね、大口中で。福井県も私、ちょっと前にNHKのテレビで学力テストが2年間連続でトップだとかいうような話を聞いて、ええーとっていて、その秘密が、福井県の全小・中学校は、先生が全生徒・児童に対して連絡帳といのか、交換日記みたいなことをやっておられる。「すごいですね」と言ったら、福井県の主任中学校の先生が「我々にとっては普通なんですけどね」と言われまして、すごいと言われること自体に、おかしいという。だから、お金もかけずにそういう地道な風土といのか、習慣といのかも教育には必要で、そういうのが学力テスト1番といのが2年連続で続いておるんだなという、お金をかけなくてもそういうことが。だから環境とか習慣といのは大事だなということを思いましたので、またそういう観点でいろんなお力添えができればなと思って、先週勉強させていただきました。そういうお話を含めて、私のごあいさつとさせていただきます。

---

## ◎日程第2 教育長報告

○三輪生涯教育部長 ありがとうございます。

では、教育長。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

11月も終わりに近づきました。11月の初め、1日には町長選挙がありまして、選挙の争点の一つに、教育問題が争点になっておったということでありまして、教育の内容にかかわることが争点になるということで、大変じくじたる思いでありました。

そのことにつきまして、現在までの経緯を少し述べさせていただきますと、先般もお話ししましたが、10月9日に町内の各小・中学校のPTA会長の連名で陳情書が議会、そして教育委員会といたしますか、私あてに提出をされました。議会の方の動きですけれども、11月12日に文教福祉委員会でこの陳情書について議論をされました。その議論をされたときの様子がわかるようにということで、お手元に資料を配付しておきましたけれども、さまざまな御意見がありました。この陳情書の有効性云々ということも論議をされておりましたし、責任は撤廃することだというような御意見もありました。大変長い時間をかけて文教福祉委員会が論議をされて、そして最終的には教育委員長あてに要望書を出していこうというような方向で、議会の方はまとまりつつある状況であります。

そして24日ではありますが、全員協議会が開かれまして、文教福祉委員会の委員長の方からこの件についての報告がありまして、そして12月の議会で議員提案事項として議会に出されて、多分要望書が12月の何日かに委員長あてに届く予定であります。ちょっと要望書、まだ多分こういうふうだろうということで、その案ですけれども、これは読ませていただきます。

現在、大口中学校で取り入れられている教科センター方式について、平成16年度に中学校統合に向けた明日の学校づくりプロジェクトと明日の学校づくり検討委員会を立ち上げ、平成18年7月には統合中学校開設準備委員会を発足させ、人事やカリキュラムなどのソフト面と建設両面にわたって議論を重ねた結果であることは、大口町議会も十分理解しているところである。しかしながら、大口町PTA連絡協議会会長より町議会議長に教科センター方式を撤廃するよう陳情書が出された。教育課程、学習指導については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定しているとおり教育委員会の職務権限であり、議会としては是非を意見するものではない。しかし、教科センター方式による学校運営は新しい方式であり、開校当初、生徒及び保護者に戸惑いがあったことも事実である。今後、教科センター方式による学校運営の成果及び課題を検証しながら、改善、工夫への取り組みをするとともに、学校運営の様子を広く保護者へ情報提供し、話し合いをしながら進めていくことを要望するというので、こんな内容の要望書が12月に届く予定であります。

そのほかの件につきましては、11月の間に台風で影響を受けておりました南小学校の学校訪問。これは、規模を縮小しまして、帳簿点検を中心に進めましたし、それから大口西小学校は9日に無事終了をしました。また、事務協関係につきましては犬山の楽田小学校、そして岩倉の曾野小学校の研究発表会がありまして、委員の方には御出席をいただいて、大変ありがとうございました。

それから、今委員長の方から報告もありましたが、先般、19日には大口町教育研究会ということで、大口中学校を会場にしまして授業公開、そして講演会が開催されましたが、大変お忙

しい中、御参加いただきましてありがとうございます。小学校のPTAの役員さんも少し参加をされておりまして、中学校の様子を直接理解するいい機会になったのではないかなというふうに思っております。

私の方としましては、またこれから12月、1、2、3月にかけて人事異動にかかわる業務をこなしていくこととなりますけれども、学校の要望を取り入れまして、22年度がまた円滑にスタートするように業務をこなしていきたいと思っております。

それから先般、学力状況調査の件につきまして委員の皆さんから御意見をいただき、やった方がいいんじゃないかということで校長会の方にも伝えまして、今のところやる方向で事務所の方には連絡をしてあります。けれども、きょうのまた新聞を見てみますと、先ほど委員長の報告があったとおりにちょっと不透明な面もありますので、推移は見守っていきたく思います。

それから、12月に入りましてまた案内が届くかと思いますが、中学校の方、11日に合唱コンクールが終日あるそうですので、もし時間がつけば参加をしていただくとありがたい。それから17日には、かねてからの懸案でありました校歌が披露され、そしてその折に中部フィルの演奏をということで芸術鑑賞会が催される予定でありますので、これも広く町民に呼びかけるということを聞いておりますので、もし都合がつけば参加をしていただけたらありがたいなと思います。

それから、先ほどの要望書の件につきましては、町内のPTAの会長と一度要望書が出された後に懇談をしていきたいというふうに思っております。その折に、もし都合がつけましたら、委員長さんも同席していただくとありがたいなと思います。以上です。

○三輪生涯教育部長 ありがとうございます。

議題につきましては、委員長の取り回しでお願いしたいと思います。

私、12月議会の議案の関係でちょっと議会の方と調整に出かけますので席を外すこととなりますが、ひとつよろしく願いをいたします。

じゃあ、委員長、お願いをいたします。

(午前 9時43分)

---

### ◎日程第3 議事録署名者の指名

○丹羽委員長 じゃあ、日程第3の議事録署名者の指名から始めさせていただきます。

議事録署名者は、私と丹羽孝子委員でよろしく願いいたします。

---

### ◎日程第4 議 題

## 議案第62号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 じゃあ日程第4の議題に入ります。

議案第62号の大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局、説明をお願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第62号の大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。  
平成21年11月26日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審査を求めるものであります。

1枚お開きください。

使用許可申請書。平成21年11月12日に受け付けをしております。団体名、ルミナスクラブ、NPO法人アスペ・エルデの会尾張支部。下記の催し物に対して、大口町教育委員会の後援名義使用を許可してください。名称、アスペ・エルデの会“地域システム移行10周年”記念セミナー、社会性を伸ばすための対応の仕方。目的、今年度はアスペ・エルデの会として地域に支援システムを移行してから10周年を迎えます。そこで10周年記念企画の一環として、アスペルガー症候群、LDなど発達障害の正しい理解と啓発を目指す。内容、10時から3時まで、三つの講演が行われます。開催日時、平成22年2月21日曜日10時から午後3時半まで。開催場所が尾西グリーンプラザ多目的ホール。参加料・入場料等につきましては、賛助会員が1,000円、一般の方は2,000円でございます。参加人員100名の予定をしてみえます。主催者の経歴、既に受けている後援者名、過去の主な後援者名は、記載のとおりでございます。

1枚開けていただきますと、今回の“地域システム移行10周年”記念セミナー尾張会場の講演会の詳細を添付させていただきました。3人の講師によります講演会が行われます。

それからこの次には、本事業の収支予算案を添付させていただきました。収入の部が36万6,000円、支出の部が、講師への謝礼等を含めて合計36万6,000円でございます。

なお、平成20年に同じような事業を受け付けております。許可通知書の案を添付させていただきました。以上です。よろしくお願いいたします。

○丹羽委員長 これは毎年じゃなくて、ぽつんぽつんと後援していますね、以前にも。

○近藤学校教育課長 はい、去年はあったような気がしておりますけど。

○丹羽委員長 何か御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 何もございませんか。異議ありませんね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 わかりました。

じゃあ後援名義の使用許可については認めます。

---

### 議案第63号 大口町立図書館個人貸出制限要領について

○丹羽委員長 では議案第63号で、大口町立図書館の個人貸出制限要領について、説明をお願いします。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 議案第63号 大口町立図書館個人貸出制限要領について。

大口町立図書館個人貸出制限要領を別紙のように定めるものとする。平成21年11月26日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由としては、この案を提出するのは、大口町立図書館の管理運営に関する規則（平成6年教委規則第5号）第17条に基づく図書館資料の館外利用の制限について、必要な事項を定めるため必要があるからであります。

大口町立図書館個人貸出制限要領。

（目的）第1条、この要領は、大口町立図書館の管理運営に関する規則第17条に基づく図書館資料（以下「資料」という。）の館外利用の制限について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる行為）第2条、館外利用の制限は、次の行為に対して行うものとする。(1)資料の返却を返却期限日から14日以上怠る行為。(2)資料を著しく汚損または破損する行為。(3)資料を無断で館外に持ち出す行為。(4)その他図書館の管理運営上著しく支障となる行為。

（制限の権限）第3条、館長は、前条の行為を行った者（以下「該当者」という。）に対して、個人貸し出しの停止をすることができる。

（制限の期間）第4条、第2条第1号による制限は、該当者が当該資料のすべてを返却した後、2ヵ月間とする。2として、第2条第2号から第4号までの行為を確認した場合、館長は直ちに制限をすることができる。この場合における制限期間は2ヵ月とする。

（制限の通知）第5条、館長は前2条に基づき貸し出しの停止をした場合は、別紙様式「貸出停止通知書」により該当者に通知する。ただし、連絡先不明等通知の手段がない場合は、通知を省略することができる。

（制限の解除）第6条、第4条の規定にかかわらず、館長は図書館運営上支障がないと判断する場合は、当該制限を解除することができる。

（その他）第7条、この要領の実施について必要な事務手続は、館長が別に定める。

附則、この要領は平成21年12月1日から施行するというので、次のページが別紙様式とい

うことで、図書館資料貸出停止通知書ということで、こういう形で出していきたいと思っております。

それで、これは私の方として、最初に第1条の方では第17条に基づくということで、17条は、館長が貸し出しを受けた資料を定める期日までに返納しない者に対して相当期間貸し出しを停止することができるという、これをもう少し明確化したものであります。それで平成20年12月から現在までの感じで言いますと、平成20年の12月は平日が25%、土・日が30%の延滞率でしたが、最近は平日が30から35%、それから土・日が40から45%の返却がされていないということがありましたので、こういう制限要領をつくっていきたいと。貸し出しがあまり戻ってこないということはおうちの図書館として困りますので、なるべく減らしていきたい。延滞とか、これをアップさせる意味で、こういう要領をつくっていくかということで制定させていただきました。

○丹羽委員長 はい、わかりました。

2条を見ると、罰則規定みたいなものですね、これ。免停みたいなものですか、2ヵ月免停するという。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうですね。

○丹羽委員長 そうすると、こういうことが45%もあると言われたんだけど、返さない人と破損させたりとか、ばくっていっちゃったりとかいうのがあるんですね、実際。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 あります、実際。私も1件、9月でしたか、ありまして、本人に説明して登録してもらって貸し出しましたけど、持って2階まで下がって来ましたんで、そういうこともあります。それと長期、14日間以上2ヵ月とか延滞されていますんで、それを電話で催促はして、文書を出してもまた持ってこないものですから電話も絶えずしていますけど、やはりありますんで、その辺を1回、ちょっと悪いですけど罰則をやってみようかということを考えています。うちは本が命ですので、貸し出して返ってこないというのは、やはり皆さんほかにも見たい方もありますので、少しでも。

○丹羽委員長 無断で館外は難しいですね。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 あれは難しいです。たまにこうやって見つかっただけであって、ほとんどわかりません。

○丹羽委員長 わかりませんもんね。制限停止を出される住所も氏名もわからないということでしょう、勝手に持っていかれたら。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうです。だけど、見つけた場合はどうするかということですね。そういうのもありますので、やはり制限はこうやってかけるしかないですね。

○吉田職務代理者 毎月というか、定期的に本の確認をされておるとは思いますけど、そうやって



勝手に持っていかれたというのは、月にどのぐらい。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 年間で800冊ぐらいあります。それは新書でも、新しい雑誌でも知らんうちになくなっていますので、何とも言えません。

○丹羽委員長 ブックオフとかなんとかって、換金ができるのね。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 表紙がコーティングしてありますんで、持っていても出せへんわね、切って張るかなんかしないと。一応、大口町立図書館のシールが張ってありますので、その上からコーティングしたりなんかしますんで、そこを切らないと取れないもんですから。

○丹羽委員長 コード番号なんかついてますから、何がなくなったかはわかるんですよ。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうです。

○丹羽委員長 そういうときは補充されるんですか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 どうしても必要であれば補充します。

○丹羽委員長 同じ本をね。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 はい。

○服部委員 高校生が、例えば勉強するに当たっての教材が多いとか、そういったものはどうなんでしょうか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 やっぱり一番多いのは雑誌とか、今の新しい新書なんかが。

○服部委員 ということは、大人がやっているということですか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうですね。中には切り抜きもされますしね。肝心なところだけ抜かれてしまったりとか、いろんなものがありますので、私もここへ来てびっくりしちゃいました、それは。

○丹羽委員長 ここだけじゃないですよ、全国的にありますよね。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうですよ。宿命なんですよ。

○吉田職務代理者 宿命ということでなく、本の損害額と、本屋さんを持って出るとピンポーンと鳴るような、ああいうのはやっぱり費用がかかりますか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 新しい図書館をつくる時しかやれないです。それだと磁気を、要は今のはやりのをつけないといけないもんですから、どうしても1冊ずつとか、そういうものをたとえつくるにしたってすぐはやれないもんですから。

○丹羽委員長 ちなみに、今の大口町図書館って蔵書は何冊あるの。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 今、8万冊あります。

○丹羽委員長 そうですか。8万冊 I Cチップをつけないかん。えらいことだね、それは。そう

すると1%が盗まれているということですか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうですね、それぐらい行ってしまいますね。

○丹羽委員長 要領を制定するということに対しては、御異議はありませんね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 要領については異議なしということで認めさせていただきますけど、ほかにこの際、図書館についてこんな罰則規定をつくらないかんような、だんだんモラルの低下がしてきた中で、何か御意見ありますか。質問とか。

○吉田職務代理者 差し当たって、なるべく安くそういう防犯システムというのをとりあえず探してもらわないといかんわね。やっぱり調べればいろいろやり方はあると思います。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 やっていますけど、やはり難しいですね。ドアをつけてみることもできないもんですから、ドアが今度、基準法の問題とか消防法の問題が出てきますので難しいですね。一応考えていますけど、防犯カメラもつけるのもあるんですけど、やはり果たしてそれが正当かどうかということと言われると困っちゃいますんで、難しいところなんです。

○丹羽委員長 他の市町で、小牧とか春日井とか大きいのを持っていますよね。ああいうところって、防犯システムがついているんですか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 犬山はことしつけまして、やっていますけど。

○丹羽委員長 カメラですか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 はい。

○丹羽委員長 本を持って行って、ピンポンということは。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 鳴るところもあります。県図書館なんかでもつけていますけど、そこにガードマンがいますのでいいですけど、だれもいないと難しいんですよ、そこにおらんといかんもんですから。ICチップがついた本がありますので、それを持って出た場合、そこで点滅しますので、それでガードマンがそばにいますので呼びとめてきますんで、そうやるといいんですけど。そうやったら、だれかその場におらないと何ともならないもんですから。

○吉田職務代理者 犯罪ですよ、売り物じゃないんですけど。

○丹羽委員 結構、下で見ていると、親子でたくさん借りていかれる様子を見かけるんですけど、館内に入られる方の数は以前とはどうですか。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 ふえていますね。

○丹羽委員長 結構いろんな本をそろえていただいているもんね。本当に週刊誌だとか旅行雑誌だとか、こんなの買わなくてもいいんだと思ってね、旅行へ行く前に。旅行に持っていっちゃ

う人もいるでしょう、「るるぶ」とか。ちょうど2週間なら旅行へ行って返せばいいし。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 その場合は1週間なもんですから、最近ちょっと利用が激しいもんですから、うちの方も制限して7月から1週間にさせていただきます。

○丹羽委員長 でも、大分傷んじゃうでしょう。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 大分傷みますね。

○丹羽委員長 旅行に持っていかれて。

○吉田職務代理者 雑誌は持ち出しは禁止にした方がいい。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 だけど、うちの方としては貸し出しされています。雑誌に関しては、今出ているものは持ち出しはできませんけど、例えば週刊誌だと1週間過ぎたものに対しては貸し出しをします。

○吉田職務代理者 週刊誌なんか、これこそ持っていってもらった方が。啓蒙活動とか考えてください。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 図書館内には一応持ち出しとかそういうことも啓蒙はしていますけど、やはりそれでもやられます。

○丹羽委員長 ちょこっと広報なんか、最近図書の返還の遅延がありますので、読みたい方がもっといっぱいおられるから、そういう方たちにも回すように、ちゃんと2週間の決められた期日で返してくださいぐらいの記事をぽっと載せられるといいですね。こんなのあるからとかいうマイナーな、ネガティブキャンペーンじゃなくて。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 町内ばかりじゃないもんですから、町外の方もあるもんですから。3分の1以上、町外です。

○丹羽委員長 町民じゃなくても自由なの。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 はい、そうです。大口町の住所がある方とか、学校に通学している方とか、それから町内に事務所とかある方ですね。

○丹羽委員長 それ以外はだめですね。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 それと、春日井、犬山、江南、小牧、岩倉の住民の方も、扶桑とか、その中でもオーケーなもんですから。

○丹羽委員長 本当に難しいですね。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 一番多いのは、江南市がやっぱり多いです。大口町から借りていかれる方は、江南、扶桑、犬山とかになってきます。

○吉田職務代理者 入り口とかそういうところにちょっと訴えるような。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 張るしかないと思っています。

○丹羽委員長 そうか、広報ではあれなんだよね。春日井、小牧までしないと。

- 櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 困ったなと思っています。
- 丹羽委員 電話をされたら、返されますか。
- 櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 電話は、延滞してから1週間でやっていたけど、今度電話代が物すごくはね上がってきましたので、困ったなと思っています。来年はちょっと余分に取りたいなと思っています。
- 吉田職務代理者 知恵を絞ってやりたいですよ。
- 櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 文書も出しますし。そろそろまた、これをやるたびに一回、もしくは延滞の長い人は一回行ってこないかなと思っています、本人のうちへ。
- 丹羽委員 犯罪ですよということを。
- 服部委員 ペナルティーを与えて、もう貸し出ししませんとか。
- 櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうですね。12月1日から、あまり長い人はとめざるを得ないなと思っています。
- 吉田職務代理者 ついでに、なくすにはどうしたらいいかというアイデアを公募するとか。
- 櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 そうですね。またちょっと考えてみたいなと思っています。
- 吉田職務代理者 いろいろ本当に知恵を絞ってください。
- 櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 はい、ありがとうございます。
- 丹羽委員長 はい、わかりました。この議案第63号は、よろしいということで終わります。

---

#### 認定第10号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

- 丹羽委員長 では、認定第10号をよろしくお願いします。
- 近藤学校教育課長 認定第10号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について。  
別紙の者を平成21年度要保護及び準要保護児童生徒に認定したいので、大口町教育委員会の認定を求める。平成21年11月26日提出、大口町教育委員会教育長。  
提案理由、この案を提出するのは、大口町就学援助費事務取扱要綱第2条により認定を求めるものであります。  
1枚お開きください。  
今回の追加で4件出させていただきました。うち2名は西小校下の兄弟で、申請理由は、児童扶養手当受給が開始されたということでございます。ほかの2件につきましては、北小学校校区で、これも兄弟2件。申請理由につきましては、児童扶養手当が受給開始になったということでございます。なお、住所につきましては、現在、南小校区に住んでおりますけど、北小学校への区域外就学の届け出がなされております。その関係上、このような表記になっており

ますので、よろしく願いいたします。

1枚お開きしていただきますと、平成21年11月26日現在の小学校が要保護が2名、準要保護が97名、合計99名、中学校につきましては、要保護が1名、準要保護が72名、合計73名。町全体の合計が172名ということで受給されております。数につきましては、平成20年度実績が171ですので、推移しておるかなということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 では、認定についてということで、御異議ございませんね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 じゃあ、認定に関しては異議ありません。

それからちょっと質問ですが、私、勉強不足だったんだけど、朝の「朝ズバッ！」を見ていましたら、民主党のマニフェストに父子家庭でも児童扶養手当を与えると。今、父子家庭はもらえないんですね、全然知らなかったんだけど。いつもお母さんの名前が書いてあったものだから気になって、何でお父さんの名前がないのかなと思ったら、父子家庭はこの対象外なんですね。きょう「朝ズバッ！」を見ていたら、みのもんたが怒って言っていたもんですから、そういう例はあるんですか。

○近藤学校教育課長 児童扶養手当そのものは父子家庭ではもらえないんですけど、その他事項で、特例というか、拾えるようなものにはなっております。たとえ父子家庭であっても経済的に恵まれないという家庭であれば、前回あったかなと思いますけど、御夫婦で御両親がお見えになって、修学旅行費の積み立てが滞っておったという事例が中学校の方から連絡がありまして、調べてみましたところ、リストラに遭って経済的に苦しいということで、その他という項目で拾わせていただいて、この教育委員会に上げさせていただいた経過があります。

○丹羽委員 例えば、もしお父さんやお母さんの方から何も申し出がない場合は、その他というのは使えないわけですよね。それは、役場の方からこういうのがありますよとお知らせするんですか。

○近藤学校教育課長 お知らせはしております。今の流れでいきますと、毎年4月に新年度が始まるたびに、新たに要保護・準要保護の申請をしていただきます。新1年生につきましては学校通知で、また同じような形で御案内させていただいています。そのときに、先ほど言いました、多分1から6ぐらいまでの項目がありましたけど、その項目に該当するような方はその都度その都度申請していただいておりますし、途中入学の方につきましては、児童扶養手当の窓口である福祉こども課の方を通じて、こんな制度がありますからということで、こちらの方に来ていただいております。

その他の案件のその他特例については、本当に難しい案件なんですけど、学校からの連絡に

より、ちょっと給食費が滞っておるとか、今言いました積み立てが滞っておるとかという情報をいただいて、その後、うちの方がその家庭の税務課に届いております給与支払報告書を見まして課税状況を判定して、教育委員会の方に来ていただいて、この作業を進めておるわけなんです。ですから、ちょっと受けられない時期もありますけど、極力救うようにはしております。また、広報には毎月毎月御案内はしております。

○丹羽委員 わかりました。ありがとうございました。

○丹羽委員長 やっぱあるんですか、大口町でも父子家庭の方で要保護・準要保護は。

○近藤学校教育課長 父子家庭の方で、今、ちょっと私の記憶ではないですね。

○丹羽委員長 他の追加質問はいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 じゃあ、議題はこれで終了させていただきます。

---

#### ◎日程第5 協議事項

○丹羽委員長 次に、日程第5の協議事項の明日の学校づくりについてお願いします。

○近藤学校教育課長 それでは、各学校の平成21年11月26日現在の状況を御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

北小学校の方ですけど、既設校舎につきましては、ただいま教室内の内装の仕上げにかかっております。4階部分が終わりまして、現在3階の方に移ってきております。それから増築部分ですけども、3階の壁部分の配筋が終わりまして、あさって28日にコンクリート打ちがなされるようでございます。それからプールの改修の方ですけど、プールのクラブハウスを含む壁の吹きつけが終わりまして、プール槽の床の部分をかさ上げしますので、その部分の砂の搬入を行って、その上に新たに底を設けるという工事を行っております。なお、プールの方の足場の解体は、11月28日にされるという計画であります。

それと、まだちょっと先になりますけど、北小学校の竣工式を、平成22年3月16日、火曜日になりますけど、町の方の竣工式を9時半から予定しております。またその時期になりましたら御案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、その前に、施工業者によります竣工式の神事が8時半ごろから行われるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、この件につきましても御案内が行くと思います。

それから西小学校の方ですけど、正門の整備工事が無事終わりまして、あす27日から学校への引き渡しということになっております。実際、現在、子供たちは正門を利用しながら登下校を行っております。

それから南小学校の関係で申し上げます。南小学校の用地の契約が平成21年11月16日、並びに18日に無事終わりました、2,929平米、南側へ学校用地を拡張することができるような運びになりました。

以上が現在の学校の状況でございます。よろしくお願いたします。以上です。

○丹羽委員長 何か今の北、西、南の小学校の件で御質問、ありますか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 よろしいですか。

じゃあ、協議事項の明日の学校づくりについては以上です。

---

### ◎日程第6 連絡事項

○丹羽委員長 第6の連絡事項、行事予定についてお願いします。

○松井学校教育課長補佐 それではお手元の資料をごらんください。

12月の予定になります。12月2日から12月定例議会が行われます。5日の土曜日になりますが、ことしで4回目を迎えます愛知万博のメモリアル駅伝競走大会が行われます。9日、文教福祉常任委員会が開催されます。はねていただきまして、議会が12月16日で閉会となります。

来月の教育委員会の定例会の予定ですが、12月24日木曜日、9時半から予定をしておりますので、後ほど御協議をよろしくお願いたします。28日に御用納めとなりまして、1月に入りまして4日、仕事始め式ということで、新年を新しく迎えさせていただきます。それから、9日、10日、11日と成人の関係の行事がこの3日間に行われる予定になっております。13日、丹葉地方教育事務協議会が扶桑の図書館で行われます。それから14日、文教福祉常任委員会協議会を予定しております。裏面にまいりまして、24日、生涯学習の方のスキー教室が行われます。27日、議会の全員協議会。1月の教育委員会の予定ですが、28日木曜日を予定しております。1月31日、スイムフェスティバルが温水プールで開催されますので、よろしくお願いたします。

行事予定としましては、以上になります。

○丹羽委員長 まず12月24日の定例会、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 じゃあ、これは決定でお願いします。

あと、行事予定について何か御質問ありますか。

(発言する者なし)

○近藤学校教育課長 1点追加で、1月3日、まだ松の内で申しわけないんですけど、3日の日曜日に賀詞交換会が予定されております。会場である町民会館の行事が翌週には詰まっておる

という関係で早まったような経過がございます。また御案内が行くかと思えます。御都合がよろしければ、ぜひ御参加をよろしくお願ひしたいと思っております。

○丹羽委員長 何か500円ですか、会費を取ってというやつですね。

○近藤学校教育課長 500円相当のものが出るかどうかはよく知りませんが。

○丹羽委員長 はい、わかりました。

あと行事予定について、いいですか。

(発言する者なし)

---

### ◎日程第7 その他

○丹羽委員長 じゃあ、その他お願いします。

○近藤学校教育課長 その他で2点ほど上げさせていただきます。

教育委員会の交際費の公開ということでお諮り申し上げますけど、経過につきましては、町長の交際費が見直しされまして、どうもホームページで掲載されるという話が二、三日前の会議でありました。それに先んじてというわけではないんですけど、教育委員会の交際費を1月広報に公開したいと思っております。ちなみに内容につきましては、平成20年度分の公開ということでやっていきたいと思っております。20年度分の交際費につきましては、香典が5件、弔電が3件、視察に伴う手土産が3件、それから陳情手土産が2件ということで、合計4万1,842円、平成20年度支出させていただきました。これにつきましては、シビアというか、近隣町村の動向を見ながら同じような金額でやっておるつもりでございます。よろしくお願ひいたします。

それからもう1点ですけど、国が経済緊急対策として補助金をつけましたパソコンの設置の購入の件ですけど、政権が交代されまして、その事業に待ったがかかっておった状態なんですけど、11月19日に国の方から正式に内示が来まして、合計7,000万円ほどの補助金でありますけど、今回入札の運びになりました。そして、12月議会の最終日、12月16日に、契約議決を必要とする案件でございますので最終日に出させていただきます。本年度内、3月31日までには稼働ができるように、業者の方にもハッパをかけて設置していく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○丹羽委員長 その補助金というのは、一部を補助してもらえるんですか。その分、全額7,000万円……。

○近藤学校教育課長 2分の1です。ですから、購入費そのものが全体で約1億4,000万です。その2分の1という形で。

○丹羽委員長 かなり大がかりな。それはパソコンを買うんですか。



○近藤学校教育課長 各小・中学校のパソコンも買いまして、大口中学校の電算室にサーバー機を設置するものです。このパソコン購入そのものは、平成21年度予算で当初持っておったみたいですね、リースの更新時期を迎えるということで。そういう話がありましたので、そちらに乗ってリースの方は取りやめて、買い取りという形でやっていくつもりであります。

○丹羽委員長 更新ということですね、増設じゃなくて。

○近藤学校教育課長 更新という形ですね。

○丹羽委員長 電子黒板という話もありましたけど。

○近藤学校教育課長 それで一時、文部科学省の方は盛んに電子黒板をということをPRしていましたが、その電子黒板も待ったがかかって、見直しのときに電子黒板はカットという形になりました。

○丹羽委員長 それはカット。パソコンの7,000万はやっていいと。

○近藤学校教育課長 カットというよりも、大口町そのものが電子黒板は上げてはいなかったんです。民主党の見直し作業によって、電子黒板そのものをカットするというので。ですから、一部被害を受けてみえる市町はあるかと思えますけど、購入予定です。

○丹羽委員長 うちも、町は今の民主党の事業仕分け、あれ事業仕分けが決まったわけじゃないんですけども、影響が出るものはあるんですか。

○近藤学校教育課長 影響が出ても、大きな問題で、先ほど教育長さんがおっしゃったように教職員の増員の件とか、じわじわと出てくるんじゃないですかね。最終的には、市町で臨時講師をつけなきゃいかんというような状況になってくるんじゃないか。それが大きな問題かなと思いますけど。

○丹羽委員長 今の件について何か御質問ありますか。今、課長が二つ、その他で説明された。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 よろしいですか。では結構です。

じゃあ、もうこれで。

○近藤学校教育課長 私の方は以上です。

○丹羽委員長 その他、ございますか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 ありませんね。わかりました。

それじゃあ11月の定例会議、これで終了させていただきます。御苦労さまでした。

(午前10時21分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員